

建設業におけるアーク溶接等作業の安全（特別教育用テキスト） No.120200
新旧対照表 第2版（2019年4月2日）

初版2刷（平成29年4月18日）			第2版（2019年4月2日）		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
92	7行目	(1)安全帯 省略	92	7行目	(1)安全帯※ 省略 ※平成30年6月22日付け労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の一部改正に伴い改訂
94	下から 2行目	これまでの熱中症による労働災害死亡者数は、厚生労働省の統計によると、毎年20人前後にのぼっています。図3-21に示すとおり、平成27年の職場での熱中症による死亡者数は29人、記録的な猛暑となった平成22年の47人からは減少しましたが、依然として多くの方が被災しています。 また、図3-22に示すとおり、建設業の死亡災害は3年間で26人発生しており、全産業の40%を占めています。	94	下から 2行目	これまでの熱中症による労働災害死亡者数は、厚生労働省の統計によると、毎年20人前後にのぼっています。図3-21に示すとおり、平成29年の職場での熱中症による死亡者数は14人、記録的な猛暑となった平成22年の47人からは減少しましたが、依然として多くの方が被災しています。 また、図3-22に示すとおり、建設業の死亡災害は5年間で41人発生しており、全産業の42%を占めています。
95	図3-21	図 省略	95	図3-21	図 省略 ※平成20～29年の数値に改訂
95	図3-22	図 省略	95	図3-22	図 省略 ※平成25～29年の数値に改訂
101	図4-1	※図中の最下段に右欄を追加	101	図4-1	※リスクアセスメントは、「危険性又は有害性の特定」「リスクの見積り」「リスク低減措置内容の検討」までをいう（「危険性又は有害性等の調査等に関する指針同解説」）による）が、本書では「リスク低減措置の実施」と「リスク低減措置内容の記録」を含めて整理した。
139	7行目	(<u>安全帯</u>) 第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に <u>安全帯（令13条第3項第28号の安全帯をいう。）</u> その他の命綱（以下「 <u>安全帯等</u> 」という。）を使用させなければならない。 ②事業者は、前項の場合において、 <u>安全帯等</u> を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 ③労働者は、第1項の場合において、 <u>安全帯等</u>	139	7行目	(<u>要求性能墜落制止用器具等</u>) 第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかって転落するおそれのあるときは、労働者に <u>要求性能墜落制止用器具（労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「<u>安衛則</u>」という。）第130条の5第1項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。）</u> その他命綱（以下「 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 」という。）を使用させなければならない。 ②事業者は、前項の場合において、 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。 ③労働者は、第1項の場合において、 <u>要求性能</u>

初版 2 刷（平成 29 年 4 月 18 日）			第 2 版（2019 年 4 月 2 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
		の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。			<u>墜落制止用器具</u> 等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。 ※以下、「安全带」を「要求性能墜落制止用具」に書き換える。